

①⑥ 修繕料

見積書兼承諾書

収 印
入 紙

※承諾書として扱った場合、印紙貼付

修繕名 第三庁舎分庁舎ストーブ補修

履行期間 令和2年 4月 13日 から 令和2年 4月 13日まで

契約金額 110,000 円 (うち消費税及び地方消費税(相当)額 10,000円)

見積金額 100,000 円 (消費税及び地方消費税(相当)額を除く)

上記のとおり見積します。

上記のとおり修繕することを承諾します。

(1)支払条件 支払は、検査完了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内とします。

(2)支払遅延利息 支払期限の翌日から起算し、支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定による率を乗じて計算した額とします。

(3)履行遅延に対する違約金 履行期間内に業務を終了しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による率を乗じて計算した違約金を徴収することがあります。

(4)契約不履行に対する処置等 この契約の条件を履行しないときは、契約を解除します。ただし、正当な理由がなくこの契約の解除に至ったときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収します。

(5)契約保証金 免除します。

(6)その他 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議の上、これを定めるものとします。

令和2年 4月 13日

(宛先) 旭川市長

住所 旭川市3条通7丁目

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○○○

印

(修繕内訳)

品名	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)
点検及び調整		式	1	50,000	50,000
バーナー脱着		式	1	20,000	20,000
バーナー清掃		式	1	20,000	20,000
出張料		式	1	10,000	10,000
(小計)					100,000
(税額)					10,000
(合計)					110,000

(見積書として使用する場合は契約金額欄の記載と印紙は不要。内訳は別紙添付も可。)